

鳥取県クリーニング業燃料費高騰対策事業補助金 の事務手続きについて

1. 交付申請提出

(別に通知する日まで)

○交付申請は、担当課に郵送にて申請してください。

2. 交付決定通知到着

(交付申請から原則30日以内)

3. 事業開始

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告は、担当課に郵送にて申請してください。

◎補助金の支払い

【提出書類】

実績報告書、様式第1号

【支払時期】

実績報告書提出後、概ね一か月以内にお支払します。

資料提出・問い合わせ先

生活環境部 くらしの安心局 くらしの安心推進課

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

0857 - 26 - 7185 kurashi@pref.tottori.lg.jp